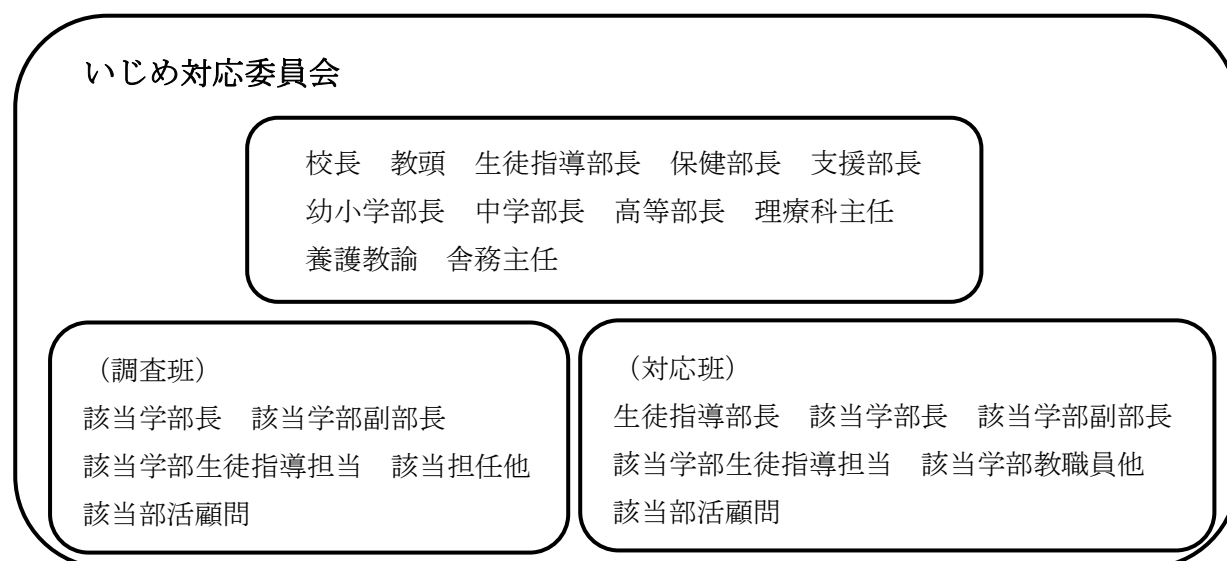


校内指導体制及び関係機関

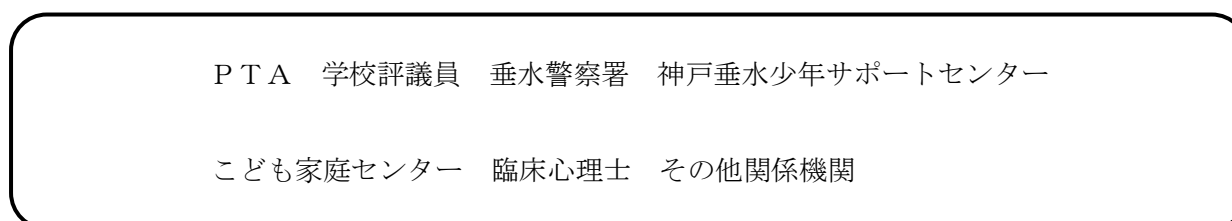
- 1 「いじめは、どの学校でも、どの幼児児童生徒にでも起こり得る」との認識のもと、「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。
(全教育活動)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、「いじめ対応委員会」を設置し、その委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にやり、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 3 幼児児童生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用し定期的に検証・評価を行う。
- 4 幼児児童生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用し、定期的に検証・評価を行います。

〈いじめ対応委員会の構成員〉

〈校内〉



〈校外〉



※いじめ問題が発生した時には、即座に「いじめ対応委員会」を招集する。
必要に応じて、校外の組織と連携を図り取り組む。